

令和2年由仁町議会第2回臨時会 第1号

令和2年5月29日（金）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
- 4 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
(令和元年度由仁町一般会計補正予算について)
- 5 報告第 2号 専決処分した事件の報告について
(令和2年度由仁町一般会計補正予算について)
- 6 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和元年度由仁町一般会計補正予算について)
- 7 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
(由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 8 議案第 1号 由仁町国民健康保険条例及び由仁町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 2号 令和2年度由仁町一般会計補正予算について
- 10 議案第 3号 令和2年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 11 議案第 4号 令和2年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 12 議案第 5号 令和2年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 13 議案第 6号 令和2年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 14 議案第 7号 由仁町公営住宅あけぼの団地3号棟建替工事請負契約の締結について
- 15 議案第 8号 財産の取得について

○出席議員（9名）

議長 10番	熊 林 和 男 君	副議長	9番	後 藤 篤 人 君
1番	大 畠 敏 弘 君	2番	加 藤 重 夫 君	
3番	早 坂 寿 博 君	4番	羽 賀 直 文 君	
6番	平 中 利 昌 君	7番	大 竹 登 君	
8番	佐 藤 英 司 君			

○欠席議員（1名）

5番 浮 田 孝 雄 君

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	野	島		健
住	民	課	中	島		哲
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	安	達		智
教	育	課	泉		陵	平
農	業	委	川	原	田	直
員	会	事				人
務	局	長				君

○出席事務局職員

局		長	河	合	高	弘	君
主		査	濱	道	義	繼	君
主		事	清	水	香	葉	子

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

- 議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。
よって、令和2年由仁町議会第2回臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

- 議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 大竹君、2番 加藤君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。
初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。
次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和元年度2月分、3月分、4月分及び令和2年度4月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おきいただきたいと思っております。
以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

- 議長（熊林和男君） 日程第4、報告第1号 専決処分した事件の報告について（令和元年度由仁町一般会計補正予算について）を議題といたします。
町長から内容の報告を求めます。
町長

○町長（松村 諭君） 報告第1号、令和元年度由仁町一般会計補正予算を専決処分した事件の報告について申し上げます。

このたびの補正は、歳出では新型コロナウイルス感染症対策に係る消毒資材、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育であります。これの臨時的開設及び小中学校の臨時休業に伴う費用の計上で、歳入ではこれらの財源として国庫支出金の増額及び財政調整基金を繰り入れたものであります。

緊急を要する事態でありましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、副町長に説明をさせます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

以上で報告第1号 専決処分した事件の報告について（令和元年度由仁町一般会計補正予算について）の報告を終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（熊林和男君） 日程第5、報告第2号 専決処分した事件の報告について（令和2年度由仁町一般会計補正予算について）を議題といたします。

町長から内容の報告を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 報告第2号、令和2年度由仁町一般会計補正予算を専決処分した事件の報告について申し上げます。

このたびの補正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として国の臨時的な措置として実施する給付金などの事業費が主なものであります。歳出では、特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、放課後児童クラブの臨時的開設及び感染症対策に係る費用の計上で、歳入ではこれらの財源として国庫支出金などの計上及び財政調整基金を繰り入れたものであります。

緊急を要する事態でありましたので、報告第1号と同様の理由によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、副町長に説明をさせます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

以上で報告第2号 専決処分した事件の報告について（令和2年度由仁町一般会計補正予算について）の報告を終わります。

◎日程第6 承認第1号

○議長（熊林和男君） 日程第6、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和元年度由仁町一般会計補正予算について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第1号、令和元年度由仁町一般会計補正予算を専決処分した事件の承認について提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、地方交付税及びふるさと寄附金など歳入の確定に伴うものであります。歳入が確定したことによりまして、歳出は基金積立金の増額など財源を補正するものであり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、副町長に説明をさせますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和元年度由仁町一般会計補正予算について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定をいたしました。

◎日程第7 承認第2号

○議長（熊林和男君） 日程第7、承認第2号 専決処分した事件の承認について（由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第2号、由仁町税条例の一部を改正する条例の制定を専決処分した承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたことから、承認第1号と同様の理由により議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君） 承認第2号 由仁町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行

うものであり、令和2年4月1日の施行日に間に合わせるため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

説明は新旧対照表で行いますが、条例の改正内容を簡略化して一覧にしたものを承認第2号資料1としてお手元に配付しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、承認第2号資料2、由仁町税条例の一部を改正する条例新旧対照表を御覧ください。右欄が改正前の条例、左欄が改正後であります。

初めに、第35条の3の2は、様式及び様式の名称の改正であります。未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦、こちら夫の寡夫を含みます寡婦控除の見直しに伴い様式を改正するもので、申告内容の住民税の適用は令和3年度からであります。所得税での適用が令和2年度からであり、給与所得者の扶養親族等申告書は所得税と住民税の申告を兼ねたものになっていることから今回改正するものであります。

次の第35条の3の3も同様の改正であります。こちらは公的年金等受給者に関する様式の改正であります。

次のページをお開きください。第47条第2項は、法改正による引用条項の項ずれを改めるものであります。

続いて、第53条第2項は文言の整理であります。

次のページにかけての第4項は震災、風水害、火災その他の事由により固定資産の所有者が所在不明の場合に使用者を所有者とみなして課税する旨の規定であります。課税のために課税台帳に記載したことを固定資産の使用者に通知することの追加と文言の整理であります。

3ページになります。次の第5項ですが、第4項に規定する場合以外の理由で所有者の所在が不明の場合に関する事項を新たに追加したもので、所有者の特定を行うために調査を尽くしてもなお固定資産の所有者を明らかにできない場合、その使用者を所有者とみなして課税することができる旨の規定であります。

続く第6項と次のページにまたがりますが、第7項は第5項の追加に伴う項番号の繰り下げと文言の整理であります。

4ページになります。第60条第9項及び第10項、次のページになりますが、第60条の2、各項につきましては法改正による引用条項の項ずれを改めるものであります。

5ページになります。第73条の3は新たな条文の追加で、登記簿または課税台帳に所有者として登記または登録がされている個人が死亡している場合、現所有者に対し賦課徴収に必要な事項を申告させることができるとの規定であります。

第74条第1項は、固定資産の不申告に係る過料の規定で、先ほど第73条の3において追加した申告の不申告を追加するとともに文言を整理したものであります。

次のページをお開きください。第93条第2項はたばこ税の課税標準で、軽量な葉巻きたばこを紙巻きたばこの本数に換算する換算方法についての規定を追加するものであります。

次の第4項ですが、先ほど第2項において軽量葉巻きたばこの換算方法を別に定めたことから、通常の換算方法からこれを除外するものであります。

次の第95条ですが、新たに第2項としましてたばこ税の課税免除を受ける際の手続を簡素化したものを追加しております。

次のページを御覧ください。第3項については、項番号の繰り下げと引用条項の改正、文言の整理で第4項は項番号の繰り下げとなっております。

次に、第97条第1項ですが、引用条項の項ずれを改めるものであります。

7ページ、一番下から次のページにかけての第122条第6項は法改正に合わせて引用条項を改める内容であります。

8ページを御覧ください。附則の第6条と第7条の3の2、第1項は改元、元号の改正への対応となっております。

下のほうにいきまして、第8条第1項は事業所得に対する課税特例の適用期限を3年延長する内容であります。

次のページをお開きください。第10条であります。法の改正に合わせた文言整理となっております。第10条の2は、法改正に合わせた引用条項の改正であります。

続いて、第1条の見出しに始まり、14ページの第22条までは改元への対応と法改正に合わせた文言整理であります。13ページをお開きいただいて、13ページの第17条の2、第1項及び第2項につきましては長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長する内容であります。

14ページをお開きください。最後に、改正附則の説明になりますが、第1条は施行期日でこの条例の施行日を令和2年4月1日とするものですが、ただし書により軽量な葉巻きたばこの換算方法に関する規定は令和2年10月1日の施行とするものであります。

第2条第1項は、個人の町民税に係る経過措置で、改正後の条例は令和2年度以後の個人町民税に適用することとし、令和元年度分までの個人町民税は従前の例によるものであります。

第2項及び第3項は、扶養親族申告書に関する経過措置で、第2項は給与所得者について、第3項は公的年金等受給者についてそれぞれ施行日以後に支払いを受ける給与及び公的年金等について提出する申告書から適用することを規定しております。

第3条第1項は、固定資産税に係る経過措置で、改正後の条例は令和2年度以後の固定資産税に適用することとし、令和元年度分までは従前の例によるものであります。

次のページにかけての第2項と15ページの第3項は、所有者不明により使用者を所有者とみなす規定について、令和3年度以後の固定資産税について適用することの規定であります。

15ページを御覧ください。続きまして、第4項では第73条の3の規定に基づき台帳等登録者の死亡により現在の所有者に申告させる場合、施行日以後に現所有者であることを知った者に適用することを規定しております。

第5項から第7項までは、令和2年3月31日を取得期限とした大気汚染物質抑制施設、特定再生可能エネルギー発電設備、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する償却資産の固定資産税課税標準額の特例措置について、改正後の地方税法ではなく従前の例によるものであります。

最後に、第4条であります。第4条は町たばこ税に関する経過措置で、施行日前に課した、または課すべきであった葉巻きたばこに係る町たばこ税については従前の例によるものとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号 専決処分した事件の承認について（由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定をいたしました。

◎日程第8 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第1号 由仁町国民健康保険条例及び由仁町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町国民健康保険条例及び由仁町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、新型コロナウイルス感染者等の収入減少に対する緊急経済対策の一環として、全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽの例に倣い傷病手当金を支給するため、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君） 議案第1号 由仁町国民健康保険条例及び由仁町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、新型コロナウイルス感染症によって収入が減少した方に対する緊急経済対策の一環として労働者本人が感染した場合に休暇が取得しやすい環境を整備するため、既に支給を実施しております協会けんぽ同様、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者についても傷病手当金を支給し、休業補償を行おうとするものであります。

傷病手当金の支給につきましては、国民健康保険法第58条第2項に保険者、これは国民健康保険にあつては由仁町、後期高齢者医療制度にあつては北海道後期高齢者医療広域連合、これらが条例を制定して実施できる旨の規定がありますが、現在の各条例にはその規定がないことから所要の改正を行おうとするもので、支給に当たっては国が特別調整交付金により市町村に対して財政支援を行うこととしております。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第1号資料を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案であります。

第1条関係は、国民健康保険条例の改正で、このたびの改正は支給する傷病が新型コロナウイルス感染症に限定されることから、国が示しております条例参考例に基づきまして本則ではなく附則に項を追加することによって行うものであります。

附則第16項では、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者で、給与等の支払いを受けている方が療養のために労務に服することができないとき、労務に服することができなくなった日から起算して4日目からの勤務を予定していた日、言い換えますと新型コロナウイルスに感染しなければ通常どおり勤務をしていたはずの日について傷病手当金を支給することを規定しております。

続いて、附則第17項では傷病手当金の支給額について規定しており、直近の継続した3か月の給与収入の合計額を就労日数で除したものの、これに3分の2を乗じ、さらに就労日数を乗じたものが支給額となるものであります。ただし、健康保険法に規定する最高等級の標準報酬月額額の30分の1の額に3分の2を乗じた額が限度額となります。

第18項は支給期間で、支給した日から1年6か月が限度となっております。

次のページを御覧ください。第19項及び第20項は傷病手当金と給与等の調整であります。第19項では、被保険者の感染または感染が疑われる期間であっても、給与等の全部または一部が支給される期間は傷病手当金を支給しないことを規定しております。ただし、支給される給与等の額が傷病手当金の額を下回る場合についてはその差額を支給することとしております。

続く第20項では、本来受けられるはずであった給与等について、その全額を受けられなかった場合には傷病手当金の全額を、一部を受けられなかった場合には傷病手当金との差額を支給する規定であります。第19項に基づく傷病手当金の支給を受けた場合については、これを除くこととしております。

第21項は、第20項に基づいて傷病手当金を支給した場合、本来は被保険者を使用している事業主が負担すべきものであることから、支給した傷病手当金と同額を町が事業主

から徴収することを規定しております。

続きまして、第2条関係は後期高齢者医療に関する条例の改正であります。後期高齢者医療制度は国民健康保険制度とは異なり、保険者が町ではなく北海道後期高齢者医療広域連合でありますので、支給に関しては広域連合が条例で規定することになっており、当町ではその事務の取扱いを規定するものであります。

第2条各項において町が取り扱う事務を規定しておりますが、第8号としまして傷病手当金の申請書の受け付けを新たに規定し、改正前の第8号を第9号とするものであります。

次のページをお開きください。最後に、附則であります。この条例の施行日を交付の日からとし、国民健康保険における傷病手当金の支給期間を令和2年1月1日から規則で定める日までとするものであります。なお、この規則で定める日ではありますが、国が傷病手当金に対する財政支援を行う期間と同一であります令和2年9月30日とする予定であります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町国民健康保険条例及び由仁町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第2号 令和2年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 令和2年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、国及び北海道緊急事態宣言による活動自粛などの影響を受けている地域経済や住民生活を支援する第1次由仁町実施計画事業費を計上するものであり、歳入ではこの財源である地方創生臨時交付金の計上及び財政調整基金からの繰り入れを行うものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 令和2年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第10、議案第3号 令和2年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 令和2年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では議案第1号で議決をいただきました傷病手当金の追加、歳入ではその財源として特別調整交付金を追加するものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 令和2年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

- 議長(熊林和男君) 日程第11、議案第4号 令和2年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長(松村 諭君) 議案第4号 令和2年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、議案第2号と同様の理由により、第1次由仁町実施計画事業費を計上するものであります。その財源を一般会計から繰り入れるものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長(熊林和男君) 建設水道課長

- 建設水道課長(岩花 司君)

「記載省略」

- 議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 令和2年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案の

とおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長(熊林和男君) 日程第12、議案第5号 令和2年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第5号 令和2年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、議案第2号と同様の理由により、第1次由仁町実施計画事業費を計上するものであり、その財源を一般会計から繰り入れるものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 令和2年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号

○議長(熊林和男君) 日程第13、議案第6号 令和2年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第6号 令和2年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、議案第2号と同様の理由により、歳出では第1次由仁町実施計画事業費を計上するものであり、歳入ではその財源を一般会計から繰り入れるものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 診療所事務長
○町立診療所事務長(安達 智君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和2年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

○議長(熊林和男君) 日程第14、議案第7号 由仁町公営住宅あけぼの団地3号棟建替工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第7号 由仁町公営住宅あけぼの団地3号棟建替工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

由仁町公営住宅あけぼの団地3号棟建替工事につきましては、5月18日に入札を執行いたしました。その結果、契約の相手方が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に基づき提案したところであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君) 議案第7号 由仁町公営住宅あけぼの団地3号棟建替工事請負契約の締結について内容の説明をいたします。

この契約は、令和2年度一般会計予算に措置しておりました町営住宅の建設について次のとおり工事請負契約を締結しようとするものであり、法令の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、由仁町公営住宅あけぼの団地3号棟建替工事です。

契約の方法は、別紙議案第7号資料のとおり4者による指名競争入札で、第1回目の落札です。

契約の金額は、6,710万円です。

契約の相手方は、夕張郡由仁町三川旭町104番地、株式会社伊藤工務店代表取締役、伊藤正人です。

この工事は、公営住宅等長寿命化計画に基づき建設するもので、工事概要につきましては木造平家建て、延べ床面積243.94平方メートル、1棟3戸の共同住宅で、部屋の間取りは12畳の居間兼食事室兼台所1部屋と6畳の洋室1部屋と7畳の洋室1部屋の2

LDKタイプの3戸の住宅であります。なお、落札率でございますが、98.4%となっております。

議決をいただきましたら、直ちに本契約を締結し、完成は令和2年10月30日を予定しております。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 由仁町公営住宅あけぼの団地3号棟建替工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号

○議長（熊林和男君） 日程第15、議案第8号 財産の取得についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第8号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

除雪トラックの購入につきましては、5月18日に入札を執行いたしました。その結果、契約の相手方が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき提案したところであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明をさせますので、ご審議くださいますようお願い申を申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君） 議案第8号 財産の取得について、内容の説明をいたします。

この契約は、令和2年度一般会計予算に措置しておりました除雪トラックの購入につきまして、法令の規定に基づき議会の議決を求めます。

取得する財産の名称、型式及び数量は、除雪トラック10トン専用車、UDトラックス2DG-CZ5BL、1台です。

取得の目的は、除雪機械の更新です。

契約の方法は、別紙議案第8号資料のとおり3者による指名競争入札を行い、第1回目の落札であります。なお、入札書に記載する金額は、内訳に課税の対象となる品目と非課税となる品目が混在していることから、消費税及び地方消費税相当額を含めた額で入札を執行しております。

取得価格は、4,601万5,440円です。

なお、落札率でございますが、78%となっております。

購入の相手方は、千歳市上長都1039番地43、UDトラックス北海道株式会社千歳支店支店長、高村俊弘です。

議決をいただきましたら直ちに本契約を締結する予定であり、納入期限は令和2年12月10日であります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 財産の取得については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和2年由仁町議会第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎閉会 午前11時05分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

7 番議員 大 竹 登

2 番議員 加 藤 重 夫